

支店勿六系中山市某ヲ際キ日給十日分ヲ支
 給シ山本ニ對シテハ一度入後數日痊愈シタルニ過キ
 ナリシヲ以テ日給四日分ヲ支給スルコトニ為シタル
 処前者ハ之ヲ諒トシテ在ニ同人ハ一告期間中凡
 眼ニ負傷シタル者以テ工場指定医ヲ以テ治療
 ヤシメワケアリシガ負傷ハ軽微ニシテ殆ト
 全快シタルニ支不相ニテ箱口ニテ場主ニ對シテ引
 續キ治療シタルヤ將又雇傭シ候ルヤヤ
 神戶聯合會及平山宅等ニヨリテ交渉ヤ
 シタル場主ハ為念石園眼科医ノ診察ヲ受ケ
 シメ九月四五日ノ治療ヲ以テ全快ストリ決意ナリ
 シヲ以テ治療費トシテ日給三日分ヲ増給シ都立
 廿八日ニ在リテ全快トシテ日給三日分ヲ増給シ
 打及申(通)後候ヤ

一 情 課 長

勞 務 第 一 一 六 五 號

大正十三年十月八日

警 視 總 監 太 田 政 弘

總務部長
活

内務大臣若槻禮次郎 殿
 社會局長宮田宏 殿
 東京地方裁判所檢事正 殿

株式會社 横河橋梁製作所
 勞働爭議ニ関スル 件

芝區月見町一丁目七番地所在首題會社ハ(資本金百万
 円代表者専務取締役瀧戸文吾)職工百五十二名ヲ使用シ
 橋梁製作ヲ業トセルガ本工場ハ一般職工ノ賃銀ハ稍低

第 10.15
 第 563 号